

VII 資 料

1. 健康づくり体系図

(1) 妊娠前から就学前

令和6年4月現在

項目		妊娠前	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
健康 診 査	妊婦一般健康診査								
	妊婦歯科健康診査								
	3か月児健康診査								
	10か月児健康診査								
	1歳6か月児健康診査								
	3歳6か月児健康診査								
教 室	両親学級								
	離乳食教室								
相 談	妊娠届								
	母子健康手帳交付								
	妊娠8か月時アンケート								
	産後1か月時電話相談								
	すこやか子ども相談								
	6～7か月児健康相談								
	歯っぴー相談								
訪 問	妊産婦・新生児訪問								
	乳幼児訪問								
	未熟児養育訪問								
	こんにちは赤ちゃん訪問								
子 育 て 支 援	ママヘルプサービス								
	子育て世帯訪問支援事業								
	産後ケア事業								
経 済 的 支 援 ・ 助 成	一般不妊治療費助成								
	不育治療費助成								
	妊娠判定受診料補助								
	多胎妊婦健康診査費用助成								
	新生児聴覚検査費用助成								
	出産応援給付金								
	子育て応援給付金								

(2) 20歳以降

令和6年4月現在

項目		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳以上
健 (検) 診	生活習慣病健診						
	胃がん(X線検査)、大腸がん、肺がん・結核						
	乳がん検診(女性のみ)						
	胃がん(内視鏡検査)						
	子宮頸がん検診(女性のみ)						
	前立腺がん検診(男性のみ)						
	肝炎検査						
	歯周疾患健診(20・30・40・50・60・70歳)						
教室	今日からはじめるウォーキング講座						
相談	特定保健指導						
	健康相談(健康・栄養・糖尿病予防)						
訪問	生活習慣病予防の訪問						
その他	健康手帳交付						
	働き世代への健康支援						
	食生活改善推進員養成講座						
	〃 伝達講習(調理実習)						
	運動普及推進員養成講座						
	〃 伝達講習						
	(ウォーキング・わくわくエクササイズ等)						
	風しんの追加的対策(抗体検査・予防接種)						
	定期予防接種(高齢者肺炎球菌感染症)						
	定期予防接種(高齢者インフルエンザ)						
	定期予防接種(高齢者新型コロナ感染症)						

2. 樫原市第2期子ども・子育て支援事業計画における母子保健に関する 評価指標と目標

(1) 妊娠・出産の安全性の確保に関する評価指標と目標

評価指標	目標 (令和6年度)	平成30年度 (計画策定時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査の未受診者数	0人	0人	1人	0人	1人	0人	1人
妊娠中に喫煙する人の割合	2.2%	5.1%	3.3%	3.7%	1.9%	3.0%	2.6%
早期(満11週以下)の妊娠届出率	100%	95.6%	97.8%	97.5%	97.7%	97.9%	97.4%
母子手帳交付時の専門職面接率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 子どもが健やかに育つための環境づくりに関する評価指標と目標

評価指標		目標 (令和6年度)	平成30年度 (計画策定時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業の未訪問者のうち、状況確認ができた人の割合 (状況確認率)		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
3か月児健康診査の受診率		99.0%	98.6%	96.9%	99.1%	98.1%	97.4%	96.8%
幼児健康診査（1歳6か月児健康診査）の未受診者のうち、状況確認ができた人の割合 (状況確認率)		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
3歳6か月児健康診査で虫歯のない人の割合		86.7%	83.0%	86.7%	90.0%	89.8%	89.3%	89.2%
かかりつけ医を持つ割合	小児科医	就学前児童保護者 95.0%	91.9%	88.2%	88.9%	89.3%	90.0%	88.6%
	歯科医	3歳6か月児健診受診児 55.0%	52.8%	44.6%	45.3%	46.6%	48.6%	46.6%
休日夜間応急診療所を知っている人の割合		就学前児童保護者 100%	95.4%	94.2%	94.1%	94.1%	94.9%	94.3%
事故防止対策を実施している家庭の割合		就学前児童保護者 100%	54.9%	88.8% (3か月児健診受診児)	89.7% (3か月児健診受診児)	90.8% (3か月児健診受診児)	93.0% (3か月児健診受診児)	92.2% (3か月児健診受診児)

(3) 楽しく子育てができる環境づくりに関する評価指標と目標

評価指標	目標 (令和6年度)	平成30年度 (計画策定時点)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育てが楽しい 人の割合	就学前児童 保護者 増加	74.4%	86.8%	88.4%	87.6%	88.8%	88.0%
子育てに困難を 感じる人の割合	就学前児童 保護者 減少	72.5%	31.0%	30.1%	31.5%	31.7%	33.1%
※1「何とも言え ない」と回答し た人の割合		—	24.7%	23.2%	22.8%	23.8%	24.5%
子育てに自信が 持てない人の割 合	就学前児童 保護者 減少	80.5%	33.8%	31.7%	32.9%	33.7%	31.0%
※1「何とも言え ない」と回答し た人の割合		—	33.8%	33.3%	32.2%	32.5%	34.4%
育児に参加する 父親の割合	就学前児童 保護者 増加	よくやっている：39.9% 時々やっている：45.3% 合計：85.2%	よくやっている：60.9% 時々やっている：33.2% 合計：94.2%	よくやっている：61.5% 時々やっている：29.8% 合計：91.3%	よくやっている：62.9% 時々やっている：28.5% 合計：91.4%	よくやっている：64.5% 時々やっている：29.7% 合計：94.2%	よくやっている：62.4% 時々やっている：28.4% 合計：90.8%
母子の健康づく りに関わるボラ ンティアの人数※ 2 (母子保健推進員)	増加	126人 (45人)	100人 (38人)	78人 (29人)	51人 (17人)	77人 (17人)	13人

※1 平成30年度の実績については、計画策定に際し、市内在住の就学前の子どもを持つ保護者1,600人に対し、郵送によるアンケート調査を実施し、回答された結果である。令和元年度以降の実績については、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査受診時に、「健やか親子21（第2次）」で定められた指標をアンケートとして実施し、集計した結果である。

※2 令和6年度からの組織変更に伴い、令和6年度以降は母子保健推進員の人数のみ計上。

3. 健康かしはら21（第3次）計画における目標値

分野	指標			策定時	目標値 R17	出典
栄養・ 食生活	適正体重を維持し ている人の割合の 増加	20～60 歳代・男性・肥満者		23.6%	19%	市民アンケート
		40～60 歳代・女性・肥満者		14.1%	10%	
		20 歳代・女性・やせの者		30.0%	20%	
	減塩に気をつけている人の割合の増加			69.6%	75%	
運動・ 身体活動	運動習慣がある人 の割合の増加	20～64 歳・男性		28.6%	39%	市民アンケート
		20～64 歳・女性		25.8%	33%	
歯の健康	健康な歯を保つ人 の割合の増加	60 歳で 24 歯以上		88.9%	95%	歯周病検診
		40 歳で喪失歯なし		90.3%	95%	
	歯科健診を定期的に受ける人の割合の増加			67.1%	87%	市民アンケート
タバコ	喫煙者のうち禁煙を希望する人の割合の減少			22.4%	0%	市民アンケート
健康 チェック	各種がん検診の 受診率の向上	胃がん	男性	6.4%	18%	市がん検診
			女性	6.5%	18%	
		肺がん	男性	10.1%	22%	
			女性	11.9%	23%	
		大腸がん	男性	9.5%	21%	
			女性	11.5%	23%	
		子宮頸がん	女性	10.4%	22%	
		乳がん	女性	10.7%	22%	
こころの 健康・休養	気分がひどく落ち込むことがよくある人の割合の減少			7.8%	7%	市民アンケート
	睡眠による休養を充分取れていない人の割合の減少			23.6%	17%	

※策定時の値は令和4年度の調査結果となっています。

4. 関係条例・規則等

○橿原市母子保健推進協議会規則

平成24年12月27日

規則第84号

改正 平成27年5月28日規則第31号

令和2年6月26日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、橿原市母子保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原地区医師会副会長
- (2) 橿原地区医師会母子担当理事
- (3) 橿原市歯科医師会母子保健担当理事
- (4) 奈良県高田こども家庭相談センター次長
- (5) 奈良県中和保健所健康増進課長
- (6) 育児サークル代表
- (7) 奈良県助産師会代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、その議事を主宰する。

- 2 協議会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、年1回以上開催する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

○橿原市成人保健推進協議会規則

平成24年12月27日規則第88号

改正 平成27年5月28日規則第31号

令和2年6月26日規則第49号

令和6年4月30日規則第30号

(目的)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、橿原市成人保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりの健康づくりの取組の推進及び健康づくりを総合的に支援するための施策を策定した健康かしはら21計画推進のための協議を行い、もって、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原地区医師会の代表者 1名
- (2) 橿原市歯科医師会の代表者 1名
- (3) 橿原市薬剤師会の代表者 1名
- (4) 橿原市自治委員連合会の代表者 1名
- (5) 橿原市民生児童委員協議会の代表者 1名
- (6) 奈良県栄養士会の代表者 1名
- (7) 橿原市食生活改善推進員協議会の代表者 1名
- (8) 橿原市運動普及推進員協議会の代表者 1名
- (9) 奈良県中和保健所健康増進課の代表者 1名
- (10) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長がこれを招集し、その議事を主宰する。

- 2 協議会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 協議会の会議は、年1回以上開催する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月30日規則第30号）

- 1 この規則は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の橿原市成人保健推進協議会規則の規定は、この規則の施行の日以後に委嘱する橿原市成人保健推進協議会の委員について適用し、同日前に委嘱された橿原市成人保健推進協議会の委員については、なお従前の例による。

○樫原市歯と口腔の健康づくり推進条例

平成27年12月25日条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、市民が生涯にわたり健康で質の高い生活を営む上で、歯と口腔の健康の保持が重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保健医療等関係者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民一人ひとりが、歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、生涯を通じて歯科疾患の予防に向けて取り組むよう促進すること。
- (2) 市民が、歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導等を受けることにより、歯と口腔の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けるよう促進すること。
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。
- (4) 保健、医療、社会福祉、教育、食育その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(保健医療関係者、社会福祉関係者及び教育関係者の役割)

第4条 保健医療関係者、社会福祉関係者及び教育関係者は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策との連携及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業に従事する者の歯と口腔の健康づくりの推進に関する取組を支援するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯を通じて日常生活において自ら歯と口腔の疾患の予防に向けて取り組むとともに、歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(施策の基本的事項)

第7条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関すること。
- (2) かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨に関すること。
- (3) 乳幼児期におけるむし歯予防及び食育等の対策に関すること。
- (4) 学齢期におけるむし歯予防、口腔の清掃及び食育等の対策に関すること。
- (5) 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。
- (6) 妊娠期における歯周疾患の予防対策に関すること。
- (7) 高齢期における8020運動（80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とする歯の健康づくりのための運動をいう。）に基づく口腔機能の維持及び向上に関すること。
- (8) 障がい者、介護を必要とする者その他の歯科検診を受けることが困難な者に対する歯と口腔の健康づくりの支援に関すること。
- (9) 歯と口腔の健康に影響を及ぼす生活習慣の改善に関すること。
- (10) 災害時における歯科医療体制の整備に関すること。

(11) 歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の資質の向上に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項
(財政上の措置)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○橿原市歯科保健推進協議会規則

平成24年12月27日規則第80号

改正 平成26年7月17日規則第37号

平成27年5月28日規則第31号

令和2年6月26日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）第7条の規定に基づき、橿原市歯科保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原市歯科医師会会長
- (2) 橿原地区医師会副会長
- (3) 橿原市歯科医師会副会長
- (4) 橿原市地区医師会成人保健担当理事
- (5) 歯科衛生士
- (6) 奈良県中和保健所健康増進課長
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるとき、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第37号）

1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。

2 この規則の施行に伴い新たに委嘱される橿原市歯科保健推進協議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月26日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

○檀原市自殺対策連絡協議会規則

平成31年4月26日規則第28号

改正 令和2年6月26日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、檀原市執行機関の附属機関に関する条例(平成24年檀原市条例第23号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、檀原市自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 労働関係者
- (2) 法律関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 地域福祉関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) 警察及び消防関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、年1回以上開催する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月26日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

○橿原市予防接種健康被害等調査委員会規則

平成24年12月27日規則第83号

改正 平成27年5月28日規則第31号

令和7年3月28日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、橿原市予防接種健康被害等調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種に起因した健康被害に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 橿原地区医師会の代表者 2名
- (2) 奈良県中和保健所長 1名
- (3) 奈良県知事が推薦する専門医師 1名
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(調査の請求)

第5条 市長は、予防接種による健康被害等が生じたときは、委員会の調査に付さなければならない。

(任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議事を主宰する。

- 2 会議の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の場所、日時及び会議に付すべき事項を委員長が、あらかじめ委員に通知して行うものとする。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、調査及び審議を行った結果を、文書をもって市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

○樫原市予防接種検討会議開催要綱

令和7年3月28日告示第87号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する予防接種事業（以下「事業」という。）の円滑な推進を図り、市民の健康水準の向上に寄与するために事業の検討等を行うため、樫原市予防接種検討会議（以下「検討会議」という。）を開催することについて必要な事項を定めるものとする。

(会議内容)

第2条 検討会議においては、次に掲げる事項について情報を交換し、又は協議する。

- (1) 予防接種に係る制度改正に当たっての事業内容の検討及び提案に関すること。
- (2) その他事業の推進のために必要となる事項に関すること。

(参加者)

第3条 検討会議の参加者は、次に掲げる関係機関に属する者のうちから、会議の内容に応じて市長が参加を求めるものとする。

- (1) 樫原地区医師会の代表者 3名
- (2) その他市長が必要と認める者

(運営方法)

第4条 検討会議の進行は、健康スポーツ部長が務める。

2 市長は、必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会議に関する庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

○橿原市休日夜間応急診療所条例

昭和49年10月14日 条例第36号
改正 昭和53年12月18日 条例第19号
昭和54年3月26日 条例第4号
昭和55年3月31日 条例第9号
昭和58年3月24日 条例第6号
昭和61年9月25日 条例第25号
昭和63年6月20日 条例第15号
平成元年3月31日 条例第15号
平成9年3月26日 条例第5号
平成10年3月25日 条例第12号
平成14年3月29日 条例第8号
平成19年3月30日 条例第7号
平成20年3月28日 条例第4号
平成25年12月26日 条例第26号
平成30年3月30日 条例第15号
令和元年6月28日 条例第13号
令和2年5月1日 条例第16号
令和3年3月31日 条例第2号
令和5年3月31日 条例第8号
令和5年12月27日 条例第24号
令和6年3月29日 条例第13号
令和6年12月27日 条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、本市に休日夜間応急診療所を設置し、急病患者の応急処置を行い、もって市民の健康保持に寄与するため必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 休日夜間応急診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 橿原市休日夜間応急診療所
- (2) 位置 橿原市畝傍町9番地の1

(業務の範囲及び診療科目)

第3条 橿原市休日夜間応急診療所（以下「診療所」という。）における業務は、次のとおりとする。

- (1) 急病患者の応急処置に関すること。
- (2) 休日及び夜間に診療しなければならないやむを得ない事由がある診療に関すること。

2 診療科目は、内科、小児科及び歯科とする。

(運営委員会)

第4条 診療所の円滑な運営を図るため、橿原市休日夜間応急診療所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は12人以内で組織し、市長が委嘱する。

(診療日及び診療時間)

第5条 診療所の診療日及び診療時間は、市長が別に定める。

(職員)

第6条 診療所に医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他必要な職員を置く。

(診療料)

第7条 市長は、診療所において診療を受けた者に対し、次の各号に定める診療料及び手数料を徴収する。

- (1) 診療料 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額。た

だし、これによることができない場合は、市長が別に定めるところによる。

(2) 手数料

ア 診断書（当日発行分） 1 通につき1,360円

イ 診断書（後日発行分） 1 通につき2,510円

2 前項第1号に定める診療料の額において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が課される場合にあっては、当該課される部分に係る診療料の額は、前項第1号に定める額に当該額に係る消費税等に相当する額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

3 第1項第2号に定める手数料の額は、消費税法及び地方税法の規定による消費税等を含む額とし、消費税等が課されない場合にあっては、当該課されない部分に係る手数料の額は、第1項第2号に定める額から当該額に係る消費税等に相当する額を控除した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

4 診療料及び手数料は、診療後又は証明書の交付の都度即納させる。ただし、これによることができない場合は、市長が別に定めるところによる。

（減免）

第8条 市長は、生活扶助を受ける者又は特別の事由があると認める者に対しては、診療料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（臨時の分院の設置）

第2条 感染症のまん延防止等のため、市長が必要と認めるときは、臨時に診療所の分院を設置することができる。

2 前項の分院について、本則の規定にかかわらず、名称、位置その他の必要な事項は市長が別に定める。

附 則（昭和53年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第4号）

この条例は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和61年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年条例第15号）

この条例は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第15号）

この条例は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第5号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第12号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第7号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第26号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次条及び附則第4条に定めるものを除き、この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行った資産の譲渡等については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第13号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の各条例（以下「旧条例」という。）の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料（入館料、管理料、土石採取料等を含む。）又は旧条例の規定により申請、申込み等をしている者の当該行為に係る手数料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則（令和2年5月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第8号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日条例第24号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和6年3月29日条例第13号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月27日条例第35号）

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

○橿原市休日夜間応急診療所条例施行規則

昭和49年10月19日規則第19号
改正 昭和53年12月25日規則第23号
昭和55年4月1日規則第6号
昭和63年6月20日規則第19号
平成元年3月31日規則第5号
平成9年3月28日規則第6号
平成19年3月30日規則第21号
平成20年3月28日規則第4号
平成21年7月6日規則第28号
平成24年3月30日規則第35号
平成26年4月1日規則第30号
令和元年7月19日規則第33号
令和4年3月31日規則第35号
令和6年3月29日規則第23号
令和7年1月30日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、橿原市休日夜間応急診療所条例（昭和49年橿原市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 条例第4条第1項に規定する橿原市休日夜間応急診療所運営委員会（以下「委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 本市内の医療機関等の代表者

(2) 関係機関等の代表者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(診療日及び診療時間)

第8条 条例第5条に規定する市長が別に定める診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。

種類	診療日	診療科目	診療時間
休日診療	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に 定められた休日	内科及び小児科	午前10時から正午まで及び午後1時から午後9時30分まで
		歯科	午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

	・ 1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 15 日及び12月29日から同月31 日まで		
夜間診療	毎日	内科	午後 9 時30分から午前 0 時まで
		小児科	午後 9 時30分から午前 6 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、診療日及び診療時間を臨時に変更することができる。

(診療料等)

第 9 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する市長が別に定める診療料は、次の各号に定めるところによる。

(1) 自費で診療を受ける者の診療料は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算定した額とする。

(2) 法令に特に定めのある療養に要する費用の額の算定については、その定めるところによる。

2 条例第 7 条第 4 項ただし書の納入については、橿原市会計規則（昭和39年橿原市規則第10号）第 9 条に定めるところによる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年規則第23号）

この規則は、昭和54年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第19号）

この規則は、昭和63年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年規則第 5 号）

この規則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 6 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年規則第21号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年規則第 4 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年規則第28号抄）

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成21年 7 月10日から施行する。

附 則（平成24年規則第35号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年規則第30号）

(施行期日)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則による改正後の橿原市休日夜間応急診療所条例施行規則第 6 条第 2 項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する資産の譲渡等をいう。）について適用し、施行日前に行った資産の譲渡等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月19日規則第33号）

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、第 7 条中橿原市観光交流センター管

理運営に関する規則別表の改正規定（「日本工業規格 A 列 4 番以内」を「日本産業規格 A 4 以内」に、「日本工業規格 A 列 4 番を超えるもの」を「日本産業規格 A 4 を超えるもの」に改める部分に限る。）及び附則第 3 条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規則の施行の際現にこの規則の規定による改正前の各規則（以下「旧規則」という。）の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料（入館料、管理料、土石採取料等を含む。）又は旧規則の規定により申請、申込み等をしている者の当該行為に係る手数料については、なお従前の例による。

第 3 条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る利用料金の額の定めは、施行日前においても、この規則による改正後の各規則の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 35 号抄）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 23 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 30 日規則第 3 号）

この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

○橿原地区救急医療連携会議開催要綱

令和7年3月28日告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、橿原地区救急医療連携会議（以下「連携会議」という。）を開催することについて必要な事項を定めるものとする。

(会議内容)

第2条 連携会議においては、橿原地区における救急医療に関することについて情報を交換し連携を図る。

(参加者)

第3条 連携会議の参加者は、次に掲げる関係機関に属する者のうちから、会議の内容に応じて市長が参加を求めるものとする。

- (1) 奈良県立医科大学附属病院
- (2) 橿原地区医師会
- (3) 二次救急輪番参加病院
- (4) 奈良県広域消防組合
- (5) その他市長が必要と認める関係機関

(運営方法)

第4条 連携会議の参加者は、その互選により連携会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、連携会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連携会議に関する庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。